

計画の基本方向

基本方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

市民一人ひとりが生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会を実現するためには、社会制度・慣行の見直しや固定的性別役割分担意識の解消、性別に起因する差別的取扱いの排除が根幹的な課題です。とりわけDV^{※1}をはじめ女性に対するあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服しなければならない重要な課題です。

広報・啓発や教育を通じた男女共同参画についての理解の促進により、男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現をめざします。



※1 DV : Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略で、夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間で起こる暴力のことをいいます。

暴力の種類は以下のように分けることができます。

- ・身体的暴力
なぐる、ける、物を投げつけるなど
- ・精神的暴力
相手をけなすようなことを言う、言うことを聞かないと無視するなど
- ・性的暴力
無理やりセックスをする、避妊に協力しないなど
- ・経済的暴力
生活費を渡さない、自立を妨げ就職させない、お金や物を貢がせる、借りたお金を返さないなど
- ・社会的暴力
外出を細かくチェックする、携帯電話のメールやアドレスを勝手に見る、友人との付き合いを制限するなど

計画課題 1 男女の人権の確立と固定的性別役割分担意識の解消

【現状と課題】

- 男女が共に、性別によって差別されたり固定的な役割を強制されたりすることなく、主体的に社会のあらゆる分野に参画し、その能力を発揮できる社会を実現するには、男性も女性も個人としての能力を認め合い、尊重し合うことが大切です。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識^{※2}は、時代とともに変わりつつあるものの、いまだに根強く社会に残っています。
- アンケート調査では、社会全体でみた男女の地位の平等感について、「平等になっている」が2割を下回ったのに対し、「どちらかと言えば男性が優遇されている」「男性が優遇されている」を合わせた“男性が優遇されている”の割合が7割を超えています。
- セクシュアル・ハラスメント^{※3}は、男女が互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進めることを阻む大きな要因となりますが、アンケート調査では、被害経験がある人の割合が3割近くにのぼっています。セクシュアル・ハラスメントは人権侵害との認識に立って、その防止に努める必要があります。
- DVは重大な人権侵害であり、その背景には固定的性別役割分担意識や男女の経済的格差など男女共同参画を阻害する問題があります。全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加の一途をたどり、その相談内容も多様化、複雑化していることから、DV防止に向けた一層積極的な取組が求められています。
- DVをはじめとする女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、広報・啓発を推進するとともに、関係機関等と連携し、被害者に対する支援の充実を図る必要があります。
- 本市では、情報紙の発行や各種講座等の開催を通じて、人権の尊重、固定的性別役割分担意識の解消や男女平等の実現に向けた市民意識の醸成に努めています。
- 誰もが性別にとらわれない生き方を選択できる社会づくりに向け、一層の広報・啓発が必要です。

※2 固定的性別役割分担意識

：男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

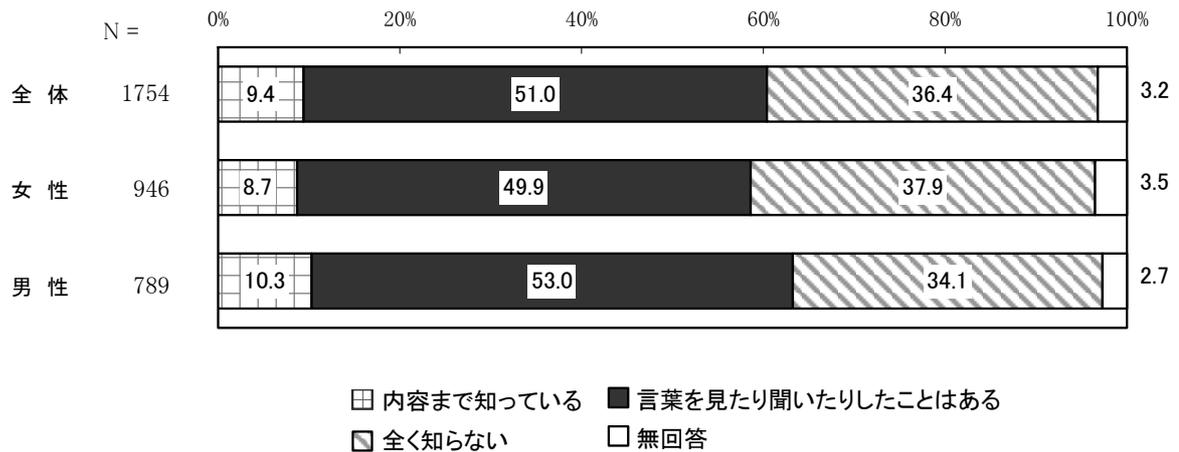
※3 セクシュアル・ハラスメント

：相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど様々なものが含まれます。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、男性に対するものも対象とし、その指針では、異性だけでなく同性に対するものも含まれると明示しています。

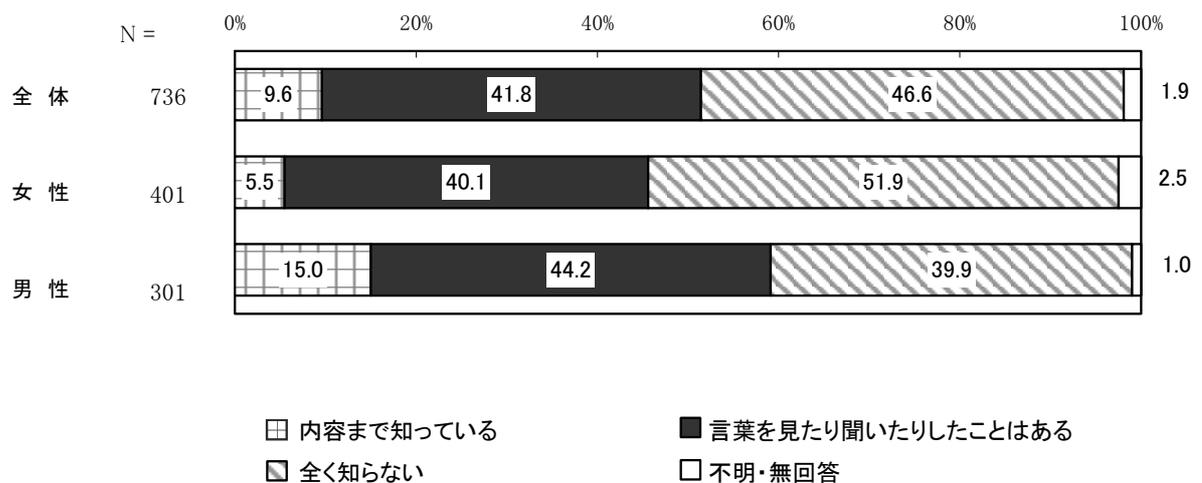
【アンケート調査の結果】

- 男女共同参画社会について、「言葉を見たり聞いたりしたことはある」の割合は、前回（2010年・平成22年）の調査と比較して高くなっているものの、「全く知らない」の割合も4割近くとなっており、市民に十分に浸透しているとは言えない状況です。

「男女共同参画社会」の認識度について（2015年・平成27年調査）

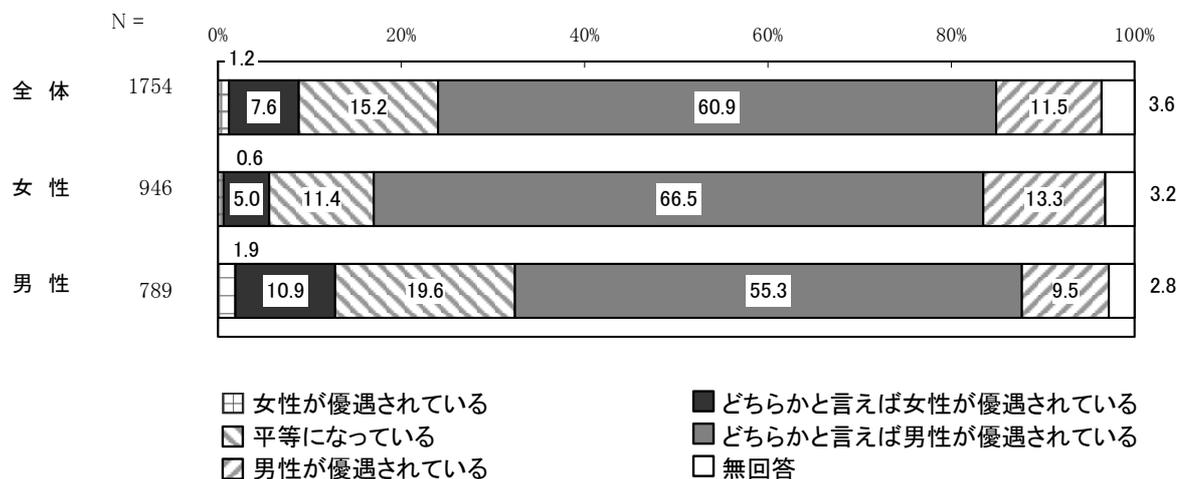


「男女共同参画社会」の認識度について（2010年・平成22年調査）



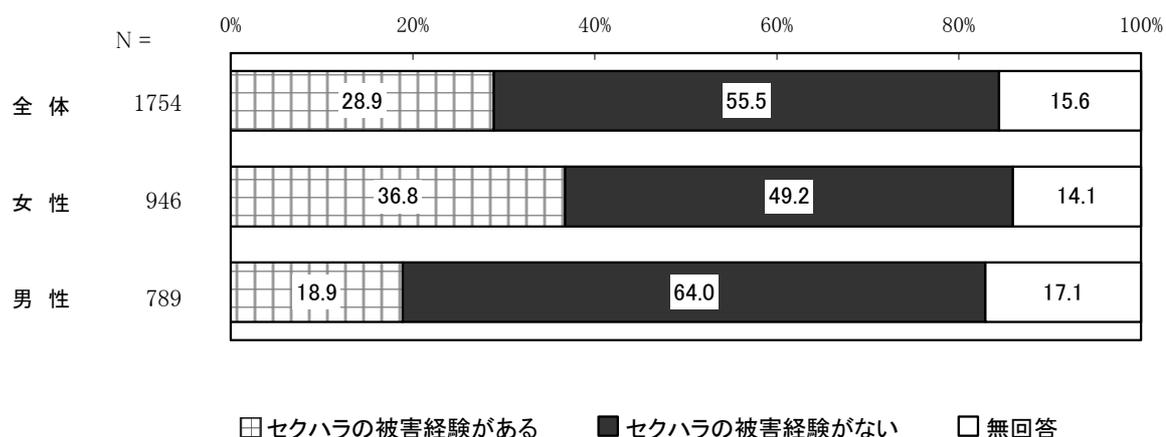
- 社会全体でみた場合の男女の地位の平等感について、「男性が優遇されている」の割合が7割以上となっており、依然として「男性が優遇されている」と感じている人が多数を占めています。

「社会全体」での男女の地位の平等感について

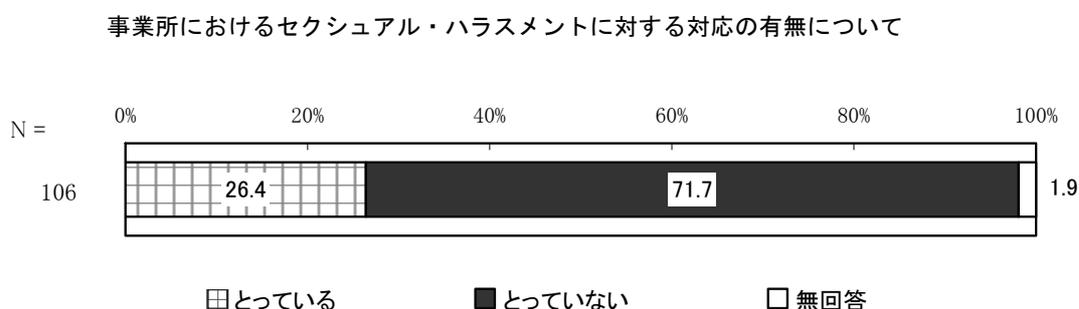


- セクシュアル・ハラスメントの被害経験がある人は、女性で4割近く、男性でも約2割となっています。

セクシュアル・ハラスメントの被害経験について



また、セクシュアル・ハラスメントに対する対策をとっている事業所は約3割、とっていない事業所が約7割と、事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策が遅れていることがうかがえます。



【施策の方向】

- ・ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた効果的な広報・啓発を推進します。
- ・ 人権に関する情報や学習機会の提供を通じて、人権教育・人権啓発を推進するとともに、人権侵害を受けた被害者のための相談体制の充実に努めます。
- ・ セクシュアル・ハラスメントの防止に向けたさらなる啓発に努めます。
- ・ 様々な媒体や機会を通じて、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発を推進します。
- ・ 本計画の基本方向4の計画課題1を「DV防止法」に定める「宇治市DV対策基本計画」として位置づけ、DVの防止及び被害者の保護・支援を推進します。
- ・ 京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センターとの連携に努めます。

【具体的施策】

- ① 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発
- ② 男女共同参画の視点に立った各種講座の開催
- ③ 人権相談及び男女共同参画に関する相談の充実
- ④ 職場・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発
- ⑤ 女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた広報・啓発
- ⑥ 配偶者等からの暴力の根絶（「宇治市DV対策基本計画」として基本方向4計画課題1に掲載）

〈市役所における取組〉※4

- ⑦ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた職場啓発・職員研修の実施
- ⑧ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の指導・啓発
- ⑨ 刊行物等における人権尊重、男女共同参画の視点に立った表現の徹底
- ⑩ DVに関する職員研修の実施

※4 市役所における取組 : 具体的施策の中で、宇治市役所がひとつの事業所として取り組むものを「市役所における取組」として掲載しています。宇治市役所は、ひとつの事業所として、本市における男女共同参画推進の先導役を担う必要があると考えています。

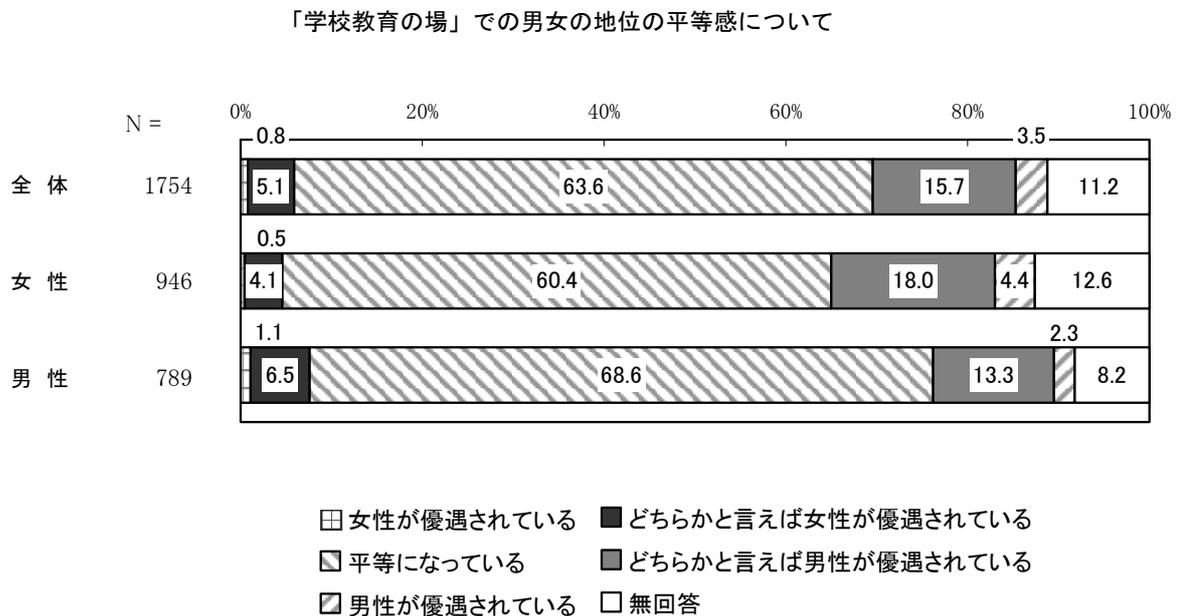
計画課題2 教育を通じた理解の促進

【現状と課題】

- 家庭や学校における教育は、子どもの意識や考え方に大きな影響を及ぼします。次代を担う子どもたちが、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身につけ、多様な選択肢の中から主体的に将来の生き方を選択できるよう、学校等で男女平等に関する教育を進める必要があります。また、男女が共に人生を通じて、性別にとらわれず、多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるよう、ライフステージに応じた学習機会を提供することも必要です。
- インターネット等のメディアが急速に浸透し、誰もが容易に情報の発信者や受信者になり得る中、女性や子どもの人権を侵害する違法・有害な情報の流通が大きな問題となっており、市民一人ひとりが、メディアを通じて流れる情報を主体的に収集、判断する能力や適切に発信する能力を身につけることが重要です。

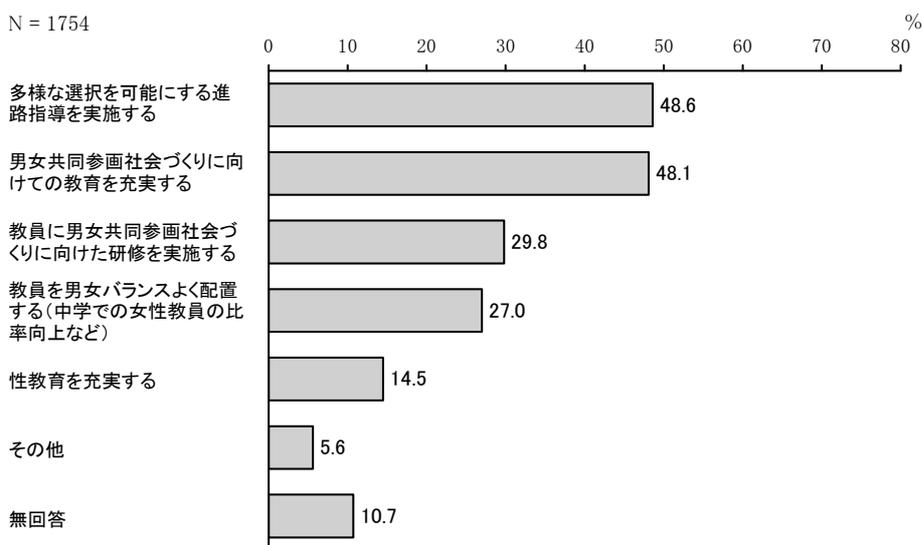
【アンケート調査の結果】

- 学校教育の場で男女の地位について、平等と感じている人の割合が6割以上を占めています。



- 男女共同参画を推進するために学校教育の場において必要な取組として、「多様な選択を可能にする進路指導を実施する」「男女共同参画社会づくりに向けての教育を充実する」「教員に男女共同参画社会づくりに向けた研修を実施する」などの割合が高くなっています。

男女共同参画を推進するために学校教育の場において必要な取組について



【施策の方向】

- 学校教育や生涯学習など、あらゆる教育・学習の場で、男女平等・男女共同参画理念の普及に努めます。
- 男女が共に、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択できる力を身につけるよう、男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。
- 教育関係者に対する人権研修、男女共同参画研修を推進します。
- 様々な学習機会の提供を通じて、市民のメディア・リテラシー^{※5}の向上に努めます。

※5 メディア・リテラシー：メディアからの情報をそのまま受け入れるのではなく、自分で考え批判できる能力、メディアにアクセスして活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを行う能力、この3つから構成する複合的な能力のことをいいます。

【具体的施策】

- ①ジェンダー^{※6}の正しい理解や性の多様性^{※7}の理解、家庭科・性教育の充実など男女平等に関する教育・学習の推進
- ②男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進
- ③学校教育における男女共同参画ハンドブックの活用
- ④教育関係者に対する人権研修、男女共同参画研修の実施
- ⑤男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
- ⑥メディア・リテラシー向上のための教育・学習機会の提供及び広報・啓発

※6 ジェンダー

: 「社会的・文化的に形成された性別」を意味する言葉です。生物学的性別（セックス）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念で、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。一方で、ジェンダーが性差別や性別による固定的役割分担、偏見等につながってきたことをしっかりと認識することが必要です。

※7 性の多様性

: 性的欲望や恋愛感情の対象が同性に向かうか、異性に向かうかの方向性を「性的指向」といい、同性愛や異性愛、両性愛などがあります。また、自分の性を身体的な性とは反対の性として認識する場合に「性同一性障害」という医療上の診断名がありますが、その言葉を好まない当事者もあり、異性の服装を身に着けたり、ライフスタイルを選択することで自己表現する場合もあります。身体の性についても、明確に男女に分けることができず、中間的な状況にある人もいます。こうした、性に関する様々な現れ方を「性の多様性」といいます。

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

女性の就業率が年々増加するなど、多くの分野において女性の参画は進んできていますが、政策・方針決定過程への参画を含めた女性の活躍は十分とは言えません。女性の活躍が進むことは、行政、地域、企業などの現場に多様な価値観や新しい視点、創意工夫をもたらし、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながります。

あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映される社会の実現に向けて、就業の場での男女共同参画の取組の積極的な推進や、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図るとともに、起業や就業、地域活動など、女性の多様なチャレンジの支援に取り組みます。とりわけ、女性の職域拡大や政策・方針決定過程への参画については、ポジティブ・アクション^{※8}の推進など積極的な取組を進めます。

〔*本項及び基本方向3を、「宇治市女性活躍推進計画」と位置づけ、この計画に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に向けた施策に取り組みます。〕



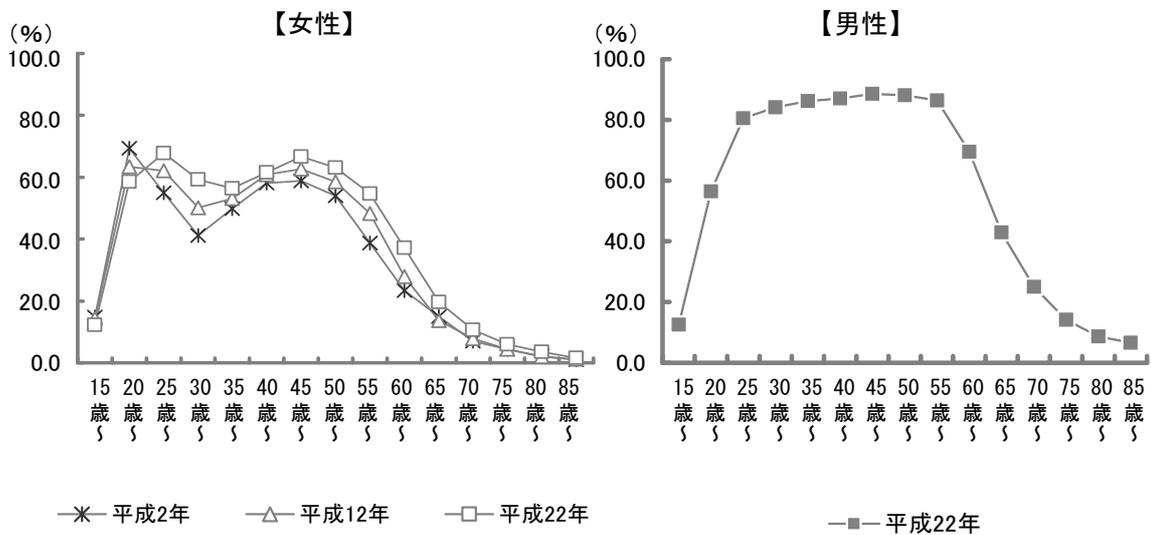
※8 ポジティブ・アクション : 「積極的改善措置」のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。
固定的な男女の役割分担意識やこれまでの習慣から、「営業職に女性がほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の男女差が生じている場合に、このような差を解消するために、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組を指すこともあります。

計画課題 1 職業生活における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 2015年（平成27年）に施行された女性活躍推進法では、女性の力がいまだ潜在化している現状を踏まえ、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することとしています。
- 本市の女性の年齢別就業率をみると30歳代で低くなりM字カーブ※9を描いています。平成2年から比較するとそのカーブは緩くなってきていますが、依然として解消されているとは言えない状況です。

年齢別就業率の推移



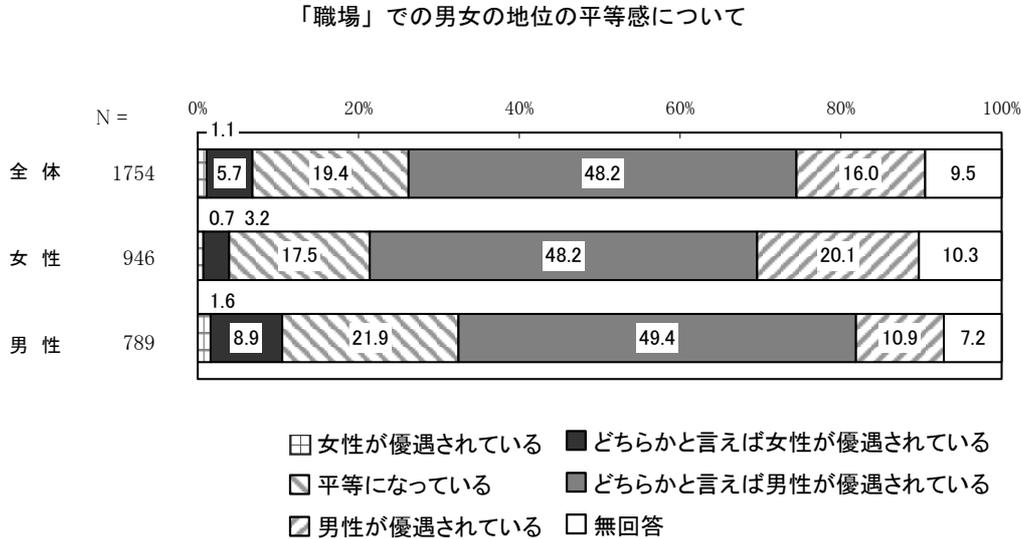
資料：国勢調査

- 女性が生涯を通じて経済的に自立し、一旦離職しても自らのライフスタイルに合わせて再就職ができるよう、また、男女が働きながら子育てができるよう支援を行うとともに、職場環境の整備に向けて企業・事業所に働きかけを行う必要があります。
- 農業・商工業等の自営業においても、女性と男性が対等なパートナーとして経営に参画できるよう、意思決定過程への参画を促進することが重要です。
- 本市では、宇治市男女共同参画支援センターにおける情報紙の発行や相談事業などを通じて、就業の分野における男女の機会均等の啓発や女性の就業支援に努めていますが、企業・事業所への働きかけの強化など、一層の積極的な取組が必要です。

※9 M字カーブ：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。M字カーブを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことを示しています。国際的には台形に近い形が多くみられません。

【アンケート調査の結果】

- ・職場における男女の地位の平等感については、「平等」の割合が約2割、「男性が優遇されている」の割合が約6割となっており、不平等と感じる割合が高くなっています。



【施策の方向】

- ・商工団体等と連携し、企業・事業所に対する固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス^{※10}の実現、男女の賃金格差の是正、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント^{※11}のない職場づくりなどに向けた啓発活動を強化します。
- ・企業・事業所に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画^{※12}の策定に関する広報・啓発を行います。
- ・相談事業や学習機会の提供を通じて、女性の就業や経営参画を支援します。
- ・農業・商工業等の自営業において、固定的性別役割分担意識の解消に努め、就業条件の適正化と経営方針決定過程への女性の参画を促進します。
- ・本市における女性活躍推進の先導役を担うため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画^{※12}等に基づき、市役所における取組を推進します。

※10 ワーク・ライフ・バランス

：「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいのある仕事と充実した個人生活の両者をうまく調和させ、個人が持っている能力を最大限に発揮できるようにすることをいいます。

※11 マタニティ・ハラスメント

：妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・減給・降格などの不利益な取扱いをいいます。

※12 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画

：女性活躍推進法により、女性の職業生活における活躍を推進するための積極的かつ主体的な取組について事業主が策定する計画のことをいいます。民間事業主にあつては一般事業主行動計画を、国及び地方公共団体の機関等にあつては特定事業主行動計画を策定することとされています。

【具体的施策】

- ①男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた広報・啓発
- ②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関する広報・啓発
- ③女性の就業や経営参画支援に向けた学習機会の提供、相談の充実
- ④農業・商工業等の自営業における男女共同参画推進に向けた広報・啓発

〈市役所における取組〉

- ⑤総合入札制度における「女性の職業生活における活躍の推進に関する評価」の導入検討
- ⑥女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画による取組の推進

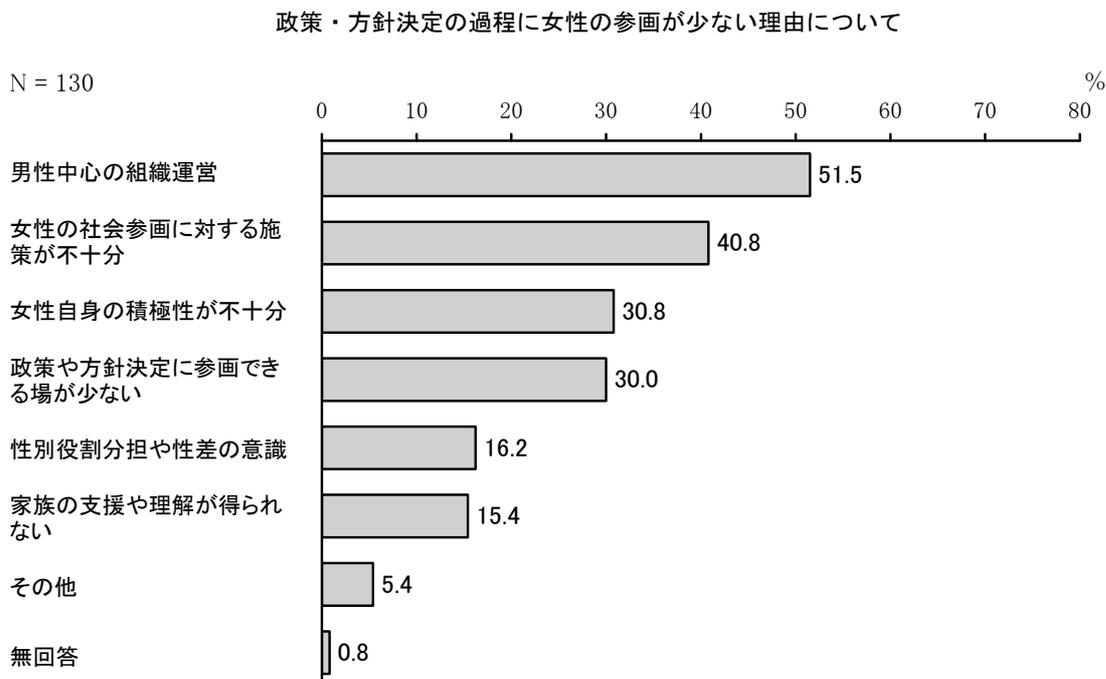
計画課題2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【現状と課題】

- 女性の社会参加は着実に進んでいますが、政策・方針決定の場への女性の参画は、まだ十分とは言えない状況にあります。
- 国では、2003年（平成15年）に「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げてきましたが、国民には十分共有されなかったこともあり、我が国における女性の参画は、諸外国に比べ低い水準に留まっています。
- 本市の管理監督者への女性の登用割合は、第3次計画の目標値（20%）を達成していますが、今後、女性職員数の現状を踏まえながら登用を推進していくことが必要です。また、本市審議会等における女性委員の登用割合については大きな進展がなく、一層の取組が必要です。
- 市自らが女性の登用を積極的に進めるとともに、企業・事業所へも働きかけを行う必要があります。

【アンケート調査の結果】

- 政策・方針決定の過程に女性の参画が少ない理由について、「男性中心の組織運営」が約5割、「女性の社会参画に対する施策が不十分」が約4割となっています。



【ワークショップからの意見】

- ・「女性の政策・方針決定過程への参画状況は、民間企業に比べ、行政が進んでいると思います。しかし、行政ではさらに女性の参画を進めることが可能ではないでしょうか」という意見がありました。

【施策の方向】

- ・本市審議会等における女性委員の登用を促進します。
- ・女性の政策・方針決定過程への参画促進に向けた啓発や学習機会の提供を推進し、女性の人材育成を図ります。
- ・女性職員の職域拡大や管理監督者への登用など、市役所における取組を一層推進するとともに、ポジティブ・アクションの推進について、企業・事業所に働きかけを行います。

【具体的施策】

- ①女性の人材育成と人材情報の把握
- ②企業・事業所への広報・啓発

〈市役所における取組〉

- ③本市審議会等への女性委員の登用
- ④女性職員の職域拡大や管理監督者への積極的登用及び女性職員の人材育成

計画課題3 女性のチャレンジ支援

【現状と課題】

- ・女性が各々の希望に応じ、職場においても、家庭や地域においても、個性と能力を十分に発揮していくことは、暮らしやすく活力のある社会をつくることにつながります。しかし、起業や地域活動をしたいと考える女性はその希望を叶えようとしても、機会、ノウハウ、資金の不足などの問題で悩むことが多く、チャレンジするための環境が整っているとは言えません。
- ・宇治市男女共同参画支援センターでは、相談事業や学習機会の提供などを通じて、女性の多様なチャレンジを支援するとともに、男女共同参画のまちづくりを推進する人材の育成やネットワークづくり、起業やNPOの設立支援などに取り組んでいます。

【ワークショップからの意見】

- ・「女性自身が自分のありたい姿や『思い』をしっかり持ってチャレンジしていけるような、支援をしてほしいと思います」という意見がありました。
- ・「様々な人との出会いやネットワークを大切にすることが、エンパワーメント^{※13}につながると思います。人と人との交流によるネットワークづくりが重要だと思います」という意見がありました。

【施策の方向】

- ・男女共同参画や生涯学習などの取組を通じて、女性の社会参画意識の形成・向上を図ります。
- ・宇治市男女共同参画支援センターにおいて、女性の起業、就業、再就職、キャリアアップ、地域課題の解決に向けた取組、地域活動への参加などの実践的活動を支援するため、相談の充実を図るとともに、学習機会の提供や情報交流の促進に努めます。

【具体的施策】

- ①女性のチャレンジを支援するための学習機会・情報の提供、相談の充実
- ②チャレンジする女性のネットワークづくりの促進
- ③「紫式部文学賞」^{※14}の実施とさらなる周知

※13 エンパワーメント : 本計画では、女性一人ひとりが自分自身を尊重し、自己決定力や仕事の能力、経済力をつけ意思決定の場に参画するなど、あらゆる場面で社会を変革する力をつけていくことをいいます。

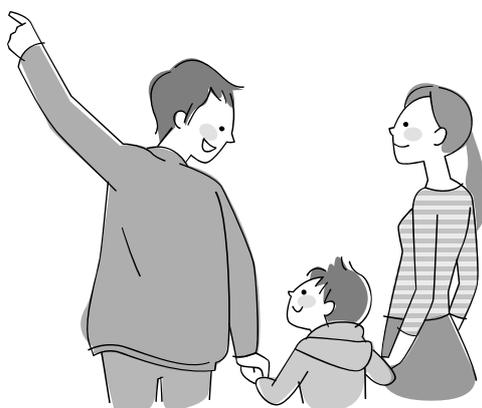
※14 紫式部文学賞 : 「源氏物語」の作者である紫式部の名を冠した、女性が作者である文学作品を対象とする文学賞。「源氏物語」ゆかりの地である本市で、「ふるさと創生事業」として市民のアイディアから誕生したもので、伝統ある日本女性文学の継承・発展と市民文化の向上に資することを目的に、毎年、全国の作家、文芸評論家、出版社、新聞社、市民推薦人などから推薦された作品の中から選考、決定しています。併せて、数々の古典文学の舞台となった本市の文化的伝統の継承・発展を図り、市民文化の向上に資することを目的に、性別を問わず市民の作品を対象とする「紫式部市民文化賞」も実施しています。

基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、育児や介護など様々な理由により時間的制約がある人も、仕事と生活の二者択一を迫られることなく働き続けることができる社会づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスの実現が大きな課題となっています。

固定的性別役割分担意識の解消に向けた男性に対する積極的な働きかけや子育て支援、介護などの関連施策と連携して「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現をめざします。

〔*本項及び基本方向2を、「宇治市女性活躍推進計画」と位置づけ、この計画に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に向けた施策に取り組みます。〕



計画課題1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

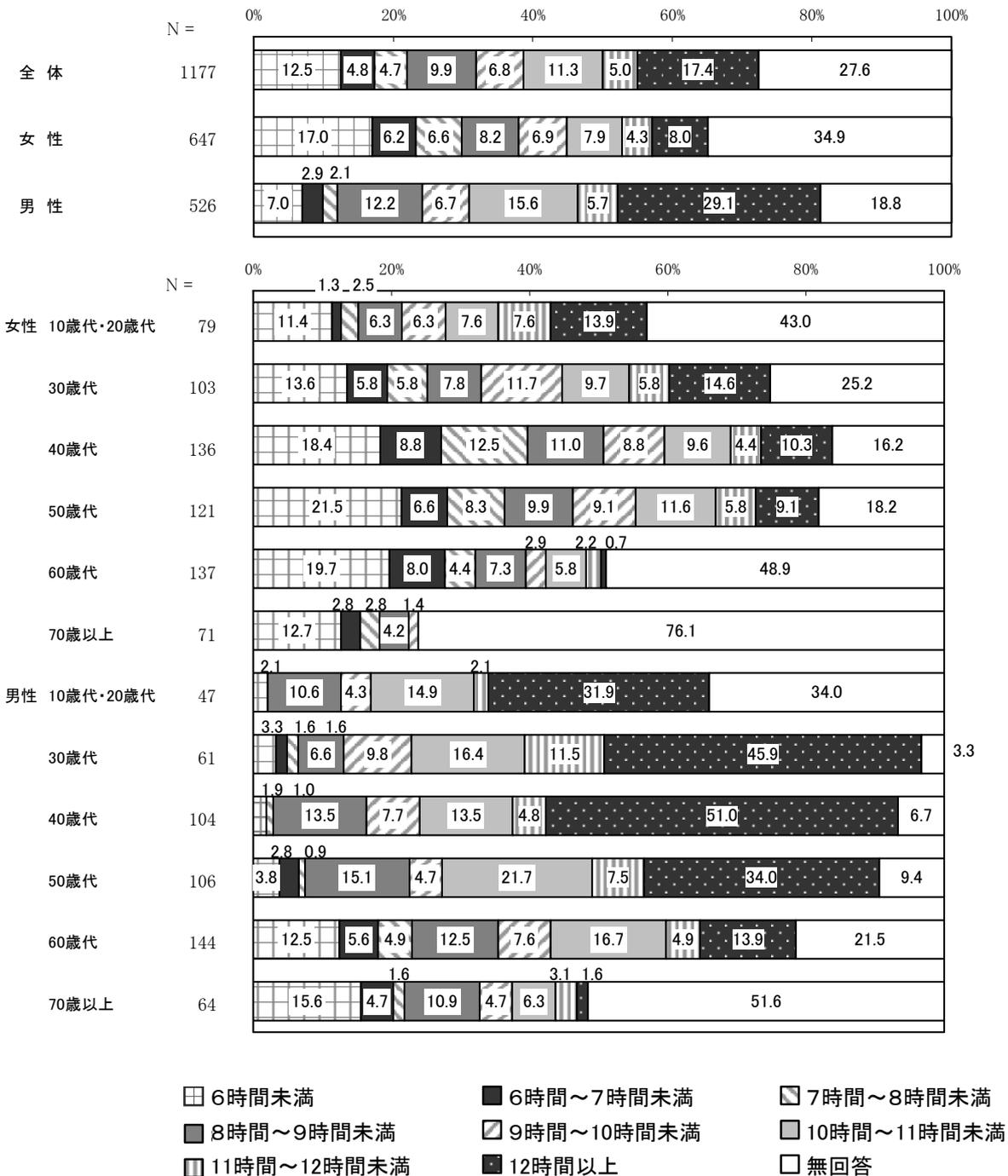
【現状と課題】

- アンケート調査では、「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」の優先度について、男女共に「『仕事』と『家庭生活』を共に優先」等の複数の活動をバランスよく行うことを希望する割合が高いのに対し、現実には、女性で「『家庭生活』を優先する」、男性で「『仕事』を優先する」の割合が高くなっています。また、仕事と家庭を両立するために必要なこととして、女性で「家族の積極的な支援や協力」、男性で「労働環境の整備」の割合が高くなっています。
- 働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮し、家庭や地域においても充実した生活を送ることができる社会の実現のためには、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整える必要があります。
- 子育て支援への一層の取組とともに、近年、問題となっている介護離職の防止に向け、介護しながら働き続けることができるよう、職場や地域などの環境を整備することが求められています。
- ワーク・ライフ・バランスの実現は、企業にとっても、優秀な人材の確保と定着、男性・女性、子育てや介護をしている人など様々な立場から創出される多様な商品・サービスの提供、従業員のモチベーションアップや心身の健康保持と生産性の向上など、大きなメリットをもたらします。
- 行政、企業・事業所、市民など様々な主体が連携し、社会全体で、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組んでいくことが重要です。

【アンケート調査の結果】

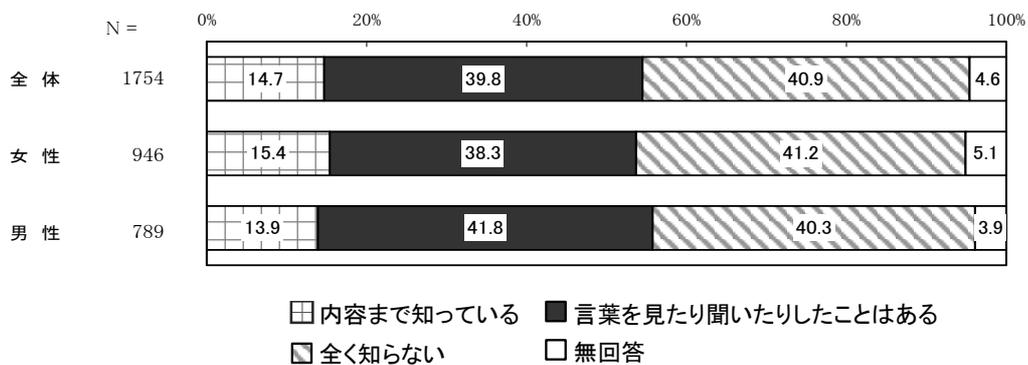
- 平日における平均的な時間の使い方のうち「仕事に関する時間」について、男性では「12時間以上」の割合が約3割と最も高く、女性では「6時間未満」の割合が約2割と最も高くなっています。
- 男性では、年齢別にみると、30歳代から40歳代で「12時間以上」の割合が約半数となっています。

平日における平均的な時間の使い方のうち「仕事に関する時間」について



- 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉の周知度について、4割以上が「全く知らない」と答えており、その内容は市民に浸透しているとは言えません。

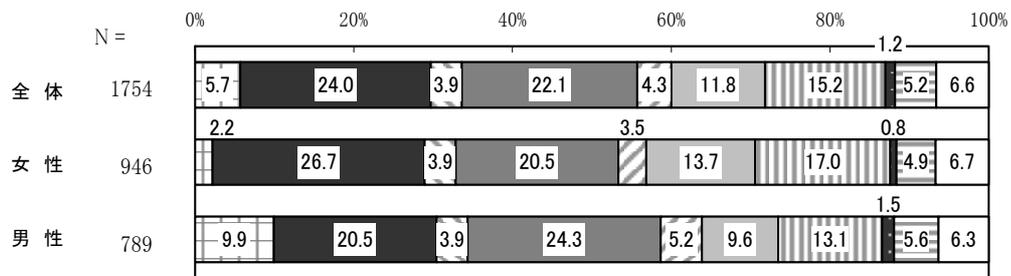
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の周知度について



- 生活において、男女共に『仕事』と『家庭生活』を共に優先」等の複数の活動をバランスよく行うことを希望する割合が高くなっています。しかし、現実には、女性では『家庭生活』を優先している、男性では『仕事』を優先している」の割合が高くなっています。

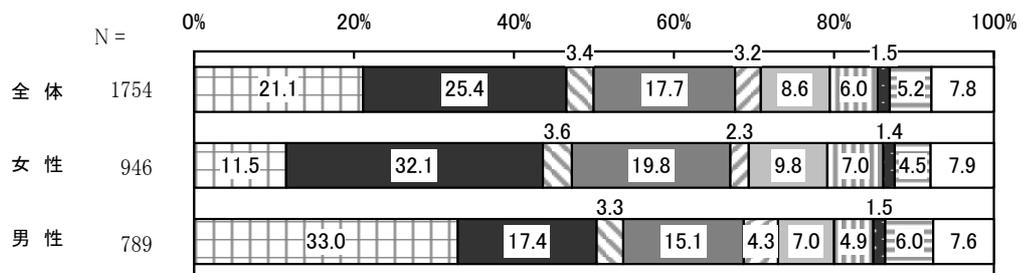
生活において優先したいもの、優先しているものについて

〈希望〉



- 「仕事」を優先したい
- 「家庭生活」を優先したい
- 「地域・個人の生活」を優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」を両立させたい
- 「仕事」と「地域・個人の生活」を両立させたい
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立させたい
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」すべてを並立させたい
- その他
- わからない
- 無回答

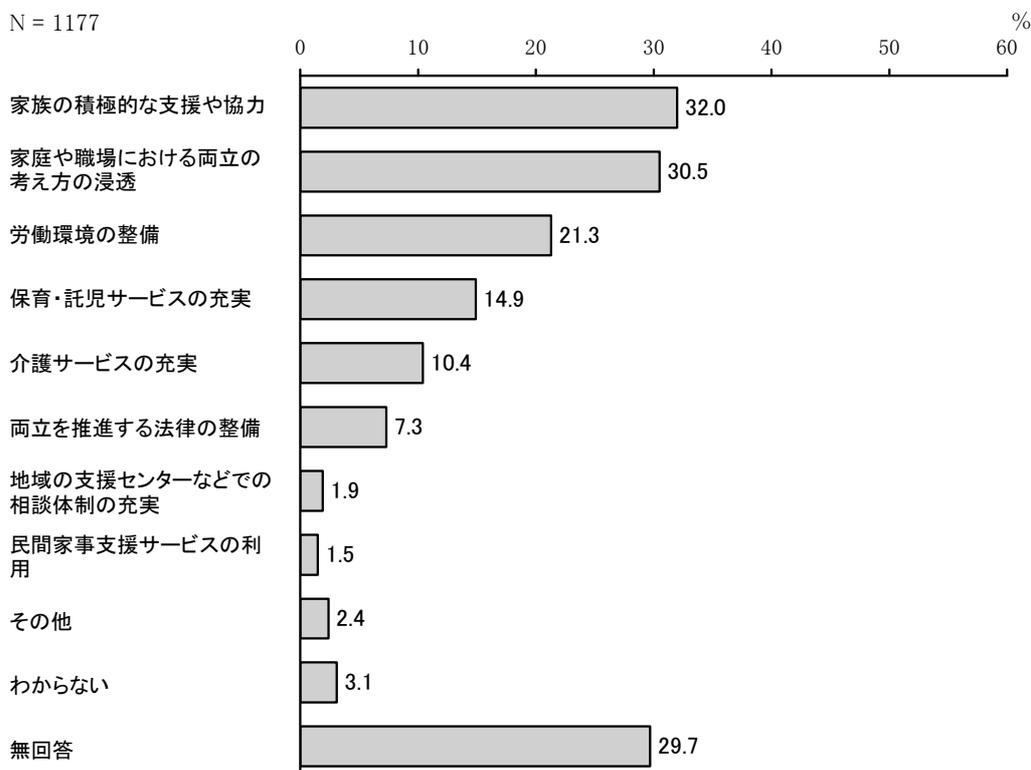
〈現実〉



- 「仕事」を優先している
- 「家庭生活」を優先している
- 「地域・個人の生活」を優先している
- 「仕事」と「家庭生活」を両立している
- 「仕事」と「地域・個人の生活」を両立している
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立している
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」すべてを並立している
- その他
- わからない
- 無回答

- ・仕事と家庭を両立するために必要なこととして、女性では「家族の積極的な支援や協力」「家庭や職場における両立の考え方の浸透」、男性では「家庭や職場における両立の考え方の浸透」「労働環境の整備」の割合が高くなっています。

仕事と家庭を両立するために必要なことについて



%

区分	有効回答数(件)	家庭や職場における両立の考え方の浸透	家族の積極的な支援や協力	労働環境の整備	保育・託児サービスの充実	介護サービスの充実	両立を推進する法律の整備	地域の支援センターなどでの相談体制の充実	民間家事支援サービスの利用	その他	わからない	無回答
女性	648	29.2	37.3	15.9	13.6	9.6	4.2	1.9	1.4	1.9	2.5	34.4
男性	526	32.1	25.5	27.9	16.2	11.2	11.2	1.9	1.7	3.0	3.8	24.0

【ワークショップからの意見】

- ・「ワーク・ライフ・バランスを推進していくためには企業の意識改革が必要で、さらに、個人・家庭・地域など社会全体で取り組むことが重要」との意見がありました。

【施策の方向】

- ・男女共同参画や子育て支援、介護、教育、労働、産業振興など、様々な行政分野が連携して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた市民意識の一層の醸成を図ります。
- ・仕事と子育て・介護の両立が可能となるよう、育児・介護休業制度の普及・啓発を図ります。
- ・本市におけるワーク・ライフ・バランス推進の先導役を担うため「宇治市次世代育成支援特定事業主行動計画」等に基づき、市役所における取組を推進します。

【具体的施策】

- ①市民に対する広報・啓発及び学習機会の提供
- ②企業・事業所に対する広報・啓発及び学習機会の提供
- ③育児休業制度の普及・啓発

〈市役所における取組〉

- ④ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりの推進

計画課題2 男性にとっての男女共同参画

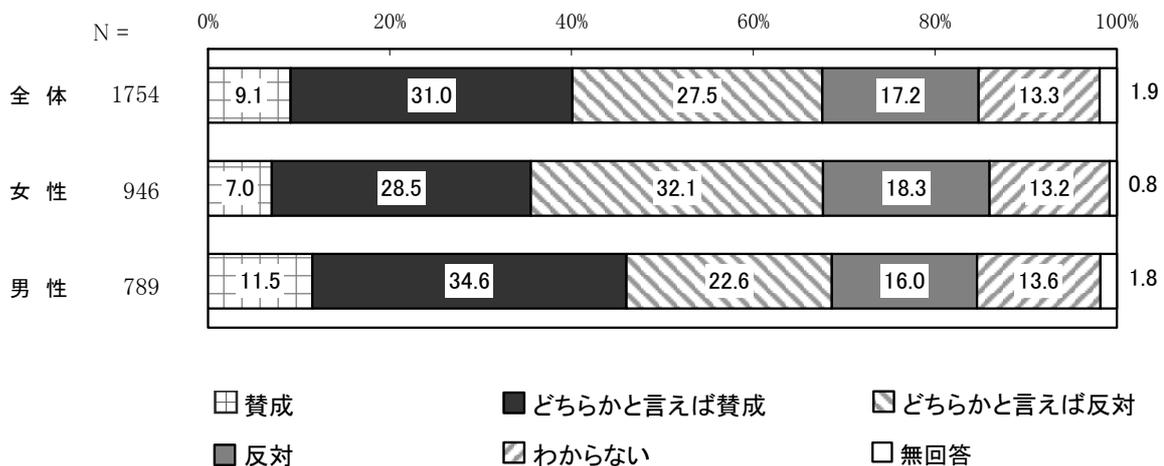
【現状と課題】

- 長時間労働を前提とする働き方は、男性が主体的に子育て・家事・介護等に参画することを困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしています。また、自己啓発や地域活動への参加、健康保持などを含めた男性自身の仕事と生活の調和を阻む要因にもなっています。
- 男女共同参画社会を実現するためには、男性も積極的な役割を果たす必要があります。男性自らが家庭生活や地域活動に積極的に参加し、固定的性別役割分担意識から脱却することが必要です。
- 男性を取り巻く社会経済状況が大きく変動する中、中高年男性の自殺の多さなど、男性の生きづらさにも注目が集まっています。
- 本市では、男性に向けた各種講座等の開催や相談事業などを通じて、男性の固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現に努めています。

【アンケート調査の結果】

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、女性では「反対」、男性では「賛成」の割合が高くなっています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



【ワークショップからの意見】

- ・「男性の家庭への参画は以前に比べ進んでいるが、若い男性が家事等を体験できる機会が必要」との意見がありました。

【施策の方向】

- ・固定的性別役割分担意識の解消や男性の家庭生活・地域活動への参加を促進するため、男性に対する学習機会の提供や企業・事業所との連携に努めます。
- ・「男性のための相談」の周知に努めます。

【具体的施策】

- ①ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた男性に対する学習機会の提供
- ②男性の家事・子育てへの参加促進に向けた学習機会の提供
- ③男性の介護への参加促進に向けた学習機会の提供
- ④男性のための相談の実施

計画課題3 子育てへの支援

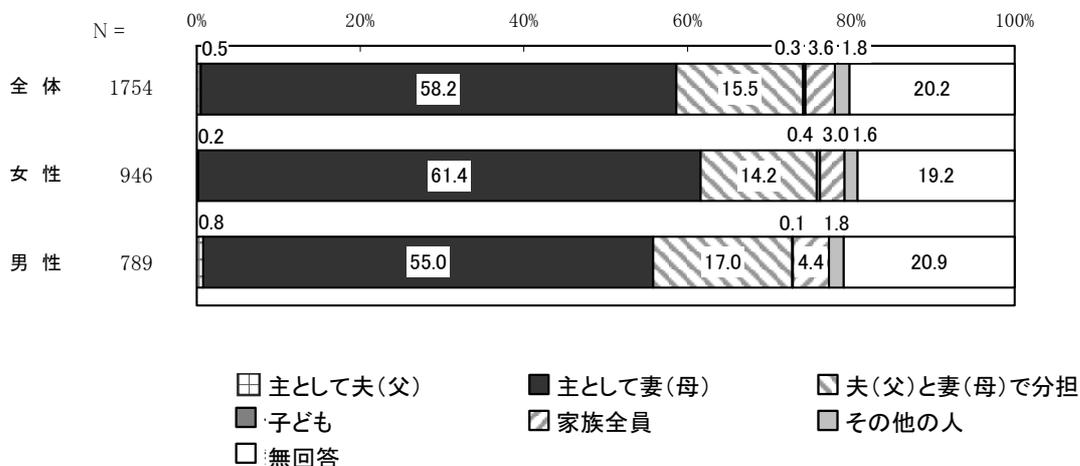
【現状と課題】

- 平成27年版男女共同参画白書によると、育児休業を取得する女性は増えていますが、出産前後に就業を継続する割合は増えておらず、6割以上の女性が出産を機に離職する傾向が続いています。また、子育て期にある30歳代及び40歳代の男性は、他の年代に比べ、長時間労働者の割合が高く、男性の育児休業取得率は依然として低水準です。
- 本市では、仕事と子育ての両立で大変だと感じていることについて、就学前児童の家庭では「子どもと接する時間が少ない」の割合が31.8%と最も高く、次いで「自分や子どもが病気・ケガをしたときに世話をする人がいない」の割合が26.0%、「急な残業が入ってしまう」の割合が25.5%となっています。（宇治市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）におけるニーズ調査の結果による）
- 晩婚化、晩産化の進展に伴い、育児と介護の負担が同時にかかる「ダブルケア」も顕在化しつつあります。
- 男女共に、仕事と子育てを両立できる社会の実現に向け、また、働きたい女性が仕事と子育ての二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、子育て施策の充実が求められています。

【アンケート調査の結果】

- 家庭での役割について、「育児」は「主として妻（母）」の割合が約6割となっており、「夫（父）と妻（母）で分担」の割合は約2割となっています。

「育児」における家庭での役割分担について



【施策の方向】

- 「M字カーブ」問題の解消に向け、仕事と子育ての両立が可能となるよう、多様な保育サービスを提供します。
- 待機児童の解消に向けた対応を図ります。
- 放課後児童対策の充実・支援を図ります。

【具体的施策】

- ①多様なニーズに対応した保育サービスの提供
- ②待機児童の解消に向けた柔軟な保育施設の運営
- ③育成学級の充実や放課後子ども教室の支援
- ④ファミリー・サポート・センターの充実

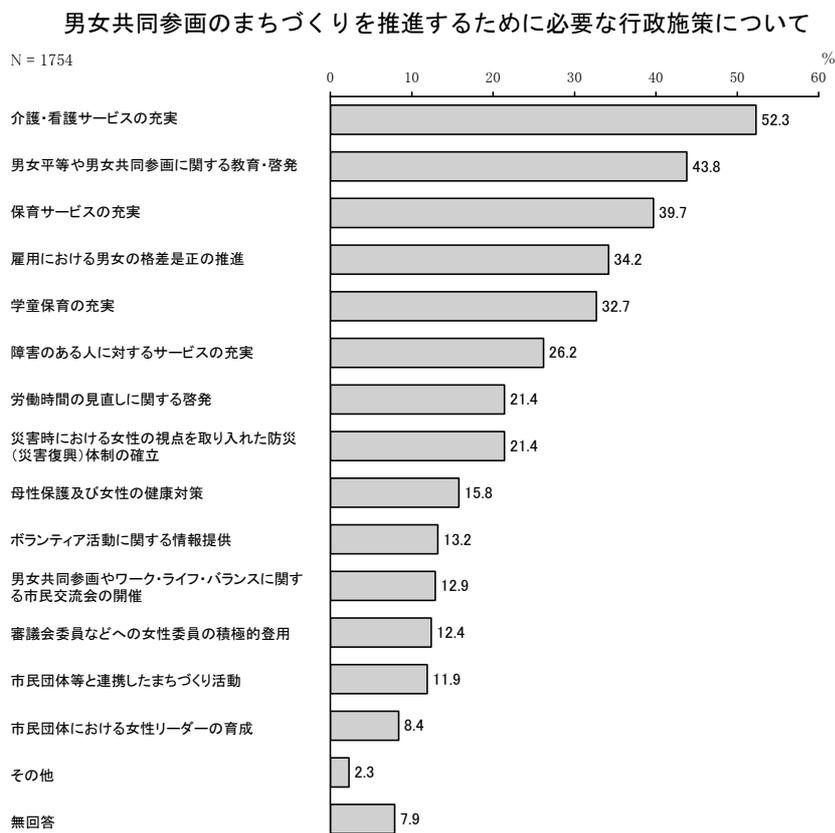
計画課題4 介護への支援

【現状と課題】

- 本市においては、2014年（平成26年）に高齢化率が25%を超え、約4人に1人が高齢者となっています。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）には、約3人に1人が65歳以上の高齢者、約5人に1人が75歳以上の後期高齢者になると予測されており、今後支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。
- 本市では、地域包括支援センターを地域支援のための体制の中核に据え、関係機関と連携を図りながら施策の推進に努めるとともに、認知症初期集中支援チームの設置、認知症コーディネーターの設置など、認知症関連事業と地域の社会資源を生かした一体的な取組により、認知症の人や家族等への支援に取り組んでいます。
- 今後も増大が見込まれる介護ニーズに対応し、介護者の仕事や家庭生活と介護の両立を図るため、地域での支え合いや介護者への支援の強化が必要です。また、介護者の3人に1人を男性が占めるようになり、家事等に慣れない人も多く様々な困難を抱える中、気軽に相談できるよう、制度や窓口の周知を図ることが重要です。

【アンケート調査の結果】

- 仕事と生活の調和を図りながら、男女共同参画のまちづくりを推進するために必要な行政施策については、「介護・看護サービスの充実」の割合が高くなっています。



【施策の方向】

- 介護保険制度に関する情報提供の充実に努めます。
- 家族・介護者が安心して生活できるよう、地域包括支援センターによる支援を行います。
- 地域包括支援センターを中心として、高齢者の生活を支える地域ネットワークの構築に努め、協働による地域での見守り活動が行えるよう、関係団体との連携強化を図ります。
- 認知症の人や家族・介護者への支援に取り組みます。

【具体的施策】

- ①介護保険制度に関する情報提供の充実
- ②地域包括支援センターによる支援の充実
- ③地域ネットワークの構築
- ④認知症の人や家族・介護者に対する支援の充実
- ⑤男性の介護への参加促進に向けた学習機会の提供

基本方向4 安全・安心な暮らしの実現

DVは、重大な人権侵害であり、その背景には固定的性別役割分担意識や男女の経済的格差など男女共同参画を阻害する問題があります。全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加の一途をたどり、その相談内容も多様化、複雑化していることから、DV防止に向けて一層積極的に取組を進めます。

また、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組、男女の性差に応じた健康を支援する取組を推進していくとともに、貧困や高齢、障害など、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心して暮らせる環境整備や、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に向けた取組を進めます。



計画課題 1 配偶者等からの暴力の根絶（宇治市DV対策基本計画）

＊本項を、「宇治市DV対策基本計画」と位置づけ、この計画に基づき、DVの防止及び被害者の保護、支援のための施策を推進します。

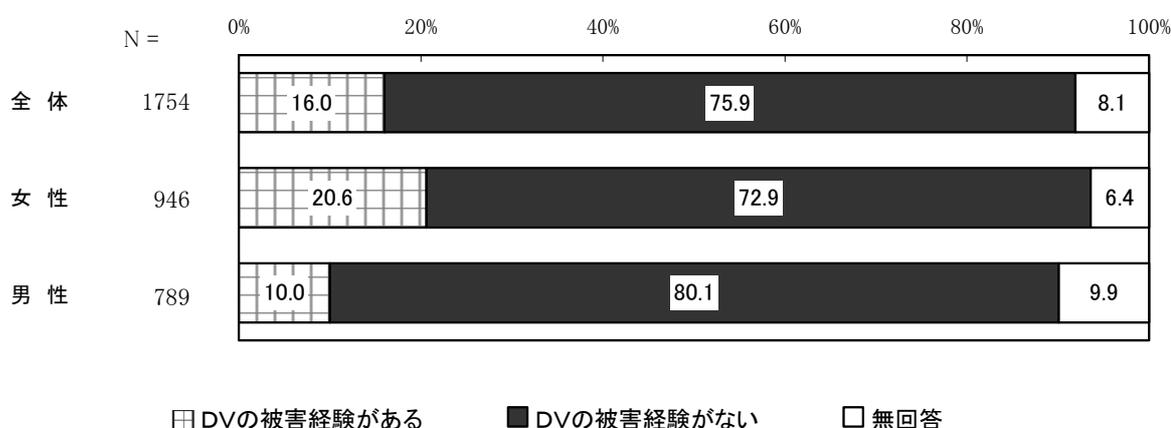
【現状と課題】

- 2001年（平成13年）4月にDV防止法が制定され、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護することは、国や地方公共団体の責務であるとされました。2013年（平成25年）7月の改正では、配偶者のみならず、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力について準用する適用範囲の拡大などが行われました。
- 被害者自身が早期に問題を認識し、適切な対応ができるよう、DVに対する正しい理解の周知が必要です。
- 被害者が各種の相談窓口を安全に利用できるよう、関係機関等と連携し、安心して相談できる体制づくりを進めるとともに、積極的な広報・啓発を行うことが重要です。
- 本市では、DVの防止に向けた広報・啓発を推進するとともに、宇治市男女共同参画支援センターにおいて「女性のための相談」、「男性のための相談」に取り組み、関係機関等と連携して被害者の自立・支援に努めています。

【アンケート調査の結果】

- DVを受けた経験がある人の割合は2割近くとなっています。

DVの被害経験について



- 性別でみると、男性に比べ、女性では「なぐる、ける、物を投げるなどの身体的暴力」「外出や人との付き合いをきびしく制限するなどの精神的暴力」「性交渉を強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力」の割合が高くなっています。また、女性に比べ、男性では「たびたび無視するなどの精神的暴力」の割合が高くなっています。

DVの被害の内容について

%

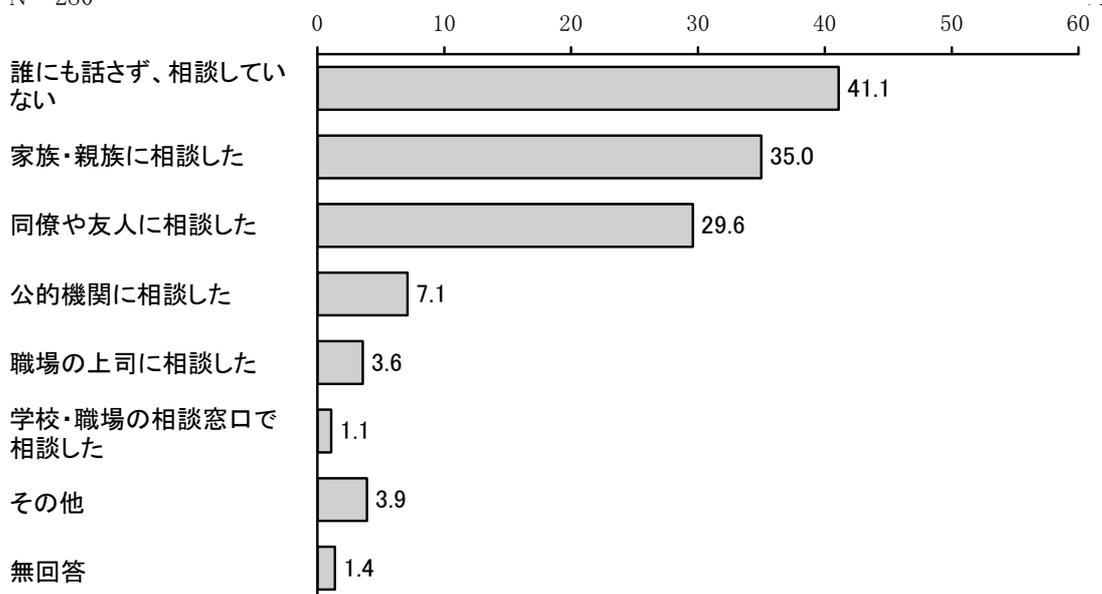
区分	有効回答数(件)	なぐる、ける、物を投げるなどの身体的暴力	たびたび無視するなどの精神的暴力	のしる、おどす、ばかにするなどの言葉の暴力	性交渉を強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力	生活費を出さない、生活費を持っていくなどの経済的暴力	外出や人との付き合いをきびしく制限するなどの精神的暴力	携帯電話を細かく監視し、行動を制限するなどの精神的暴力	無回答
女性	195	51.8	27.2	59.0	14.9	16.4	24.6	8.7	—
男性	79	31.6	45.6	51.9	1.3	11.4	7.6	11.4	—

- DVを受けた経験がある人のうち、「誰にも話さず、相談していない」が4割以上となっています。

DV被害の相談先について

N = 280

%



【施策の方向】

(1) DV防止に向けた広報・啓発

- DVが発生する背景、被害者の子どもに及ぼす影響や被害を受けた場合の対応及び相談窓口などについて、様々な媒体や機会を通じて市民啓発を推進します。
- 若い世代を対象に、デートDV^{※15}防止に向けた啓発を推進します。

(2) DV被害に関する相談体制

- 宇治市男女共同参画支援センターにおける「女性のための相談」「男性のための相談」等において相談を受け付け、庁内関係課の連携による迅速・的確な相談体制を整備します。
- 被害者の心理的ケアや法律相談等に対応するため「女性のための相談」に専門相談を設置します。
- 相談内容に応じた適切な対応ができるよう、庁内関係課及び関係機関との連携に努めます。

(3) DV被害者等の安全確保と自立支援

- 宇治市男女共同参画支援センターにおける「女性のための相談」等において相談を受け付け、庁内関係課の連携による迅速・安全な一時保護の協力体制を整備します。
- 一時保護にあたっては、京都府家庭支援総合センター・京都府南部家庭支援センター・宇治警察署及び民間支援団体など関係機関等と緊密に連携を図ります。
- 宇治市男女共同参画支援センターにおける「女性のための相談」等を通じ、庁内関係課が連携して、被害者及び同伴者の自立を支援します。
- 被害者の経済的な支援、子どもに対する心理的ケアや就学などの支援及び高齢者・障害のある人等に対する支援が必要な場合は、庁内関係課が連携して支援します。
- 被害者等の自立支援にあたっては、京都府家庭支援総合センターなど関係機関等と緊密に連携を図ります。

(4) 推進体制の充実

- 宇治市男女共同参画施策推進会議において、庁内の連携を強化します。
- 宇治市DV対策ネットワーク会議において、関係機関・団体等との連携を強化します。
- 職員のDVに関する理解向上を図るため、職員研修を実施します。
- 民間支援団体との連携を強化します。

※15 デートDV：DVのうち、恋人間の暴力のことをいいます。

【具体的施策】

- ①DV防止に向けた広報・啓発、学習機会の提供
- ②被害者相談窓口の広報
- ③被害者相談体制の充実
- ④関係機関との連携強化
- ⑤民間支援団体との連携及び活動支援

〈市役所における取組〉

- ⑥DVに関する職員研修の実施

計画課題 2 困難な状況を抱えた女性への支援

【現状と課題】

- 多くの女性が出産・育児等のために退職し、再就職時にはその多くが非正規雇用となることなどから、男女の賃金格差は依然として大きく、貧困等の生活困難は女性にとってより深刻です。特に、低収入のひとり親家庭や、就業年数が短く年金収入等の少ない高齢単身女性等は深刻な状況にあります。
- 本市では、人権や男女共同参画の視点から、様々な相談事業等を通じて、困難な状況にある人への支援に努めています。

【アンケート調査の結果】

- 事業所の構成員について、「正規従業員」の平均人数は、男性で 61.3 人、女性で 38.7 人となっており、「パート従業員」の平均人数は、男性で 11.6 人、女性で 40.4 人となっています。
- また、「管理職」の平均人数は、男性で 21.2 人に対し、女性で 10.2 人となっています。

各種従業員等の構成員の平均人数について

	男性	女性
正規従業員数	61.3 人	38.7 人
パート従業員数	11.6 人	40.4 人
派遣従業員数	1.5 人	1.9 人
管理職数	21.2 人	10.2 人
障害者雇用者数（障害者雇用促進法で定める）	0.7 人	0.4 人

【施策の方向】

- ひとり親家庭への支援を図ります。
- 高齢の女性や障害のある女性への支援を図ります。
- 生活困窮者の自立に向けた支援を図ります。
- 困難な状況を抱えた女性への相談窓口の充実を図ります。

【具体的施策】

- ①ひとり親家庭への支援
- ②高齢の女性や障害のある女性への支援
- ③生活困窮に関する相談の実施
- ④女性のための相談の実施

計画課題3 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

- 男女が自分のからだについて正確な情報と知識を持ち、お互いの健康について理解し合い、お互いのところとからだを思いやりながら行動することが、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となります。
- 特に女性は妊娠や出産というライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面します。妊娠や出産についての自己決定などリプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※16}の考え方についての正しい知識や情報を得るとともに、生涯を通じた健康の保持増進ができるよう、総合的な情報と学習機会の提供が必要です。
- 本市では、女性の医療に関する情報提供及び医療機関との連携に努めているほか、性に関する悩みなどの相談窓口を設置するなど、生涯を通じた女性の健康支援に努めてきました。今後も、引き続き関係機関との連携を図りながら、女性の健康教育及び健康支援に努めていく必要があります。

【施策の方向】

- 家庭や学校、職場、地域でリプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発を推進します。
- 「宇治市健康づくり・食育推進計画」に基づき、関係機関等と連携を図りながら、女性の健康教育、健康支援に努めます。

【具体的施策】

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する普及・啓発
- ②発達段階に応じた性教育・健康教育の推進
- ③健康や性に関する悩みなどについての相談の実施
- ④地域活動や市民活動への支援を通じた健康づくりの推進
- ⑤女性特有の病気に対する予防と検査の実施
- ⑥妊娠・出産期の保健サービスの提供

※16 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ : 性と生殖に関わる健康と権利のことをいいます。1994年(平成6年)の国際人口開発会議で「行動計画」が採択され、日本も批准しました。いつ、何人くらいの子どもを持つか、持たないか、避妊、不妊、人工妊娠中絶など、性や生殖に関わる健康や権利がうたわれており、年齢、性別、婚姻状態などに関わらない個人の権利を守る概念として重要視されています。

計画課題4 地域防災における男女共同参画の推進

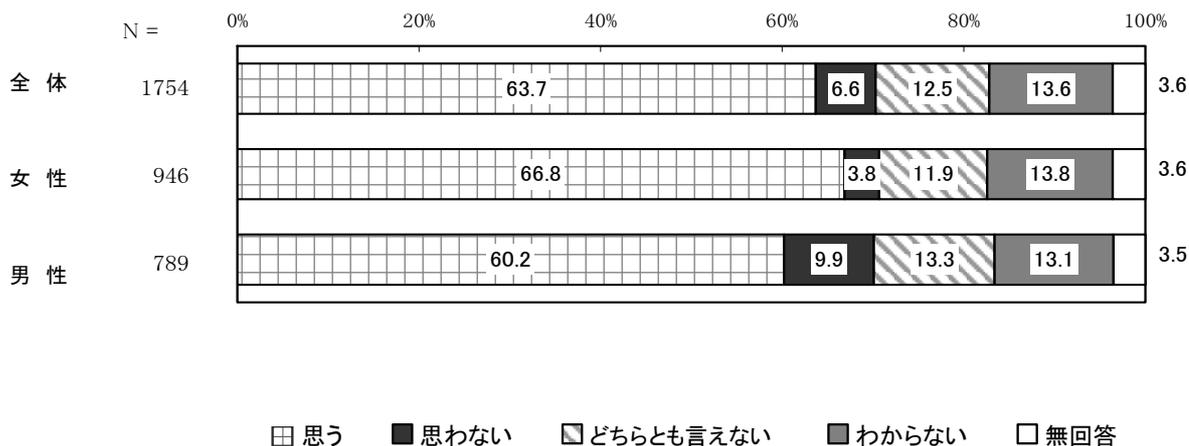
【現状と課題】

- 東日本大震災においては、避難所運営等において女性への配慮不足が問題となりました。平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係者が理解しておくことが重要です。
また、東日本大震災においては、復旧・復興等の担い手として多くの女性が活躍しましたが、意思決定の場への女性の参画は少ない状況となっています。災害対応において女性の果たす役割が大きいことを認識し、女性の意思決定の場への参画や、リーダーとしての活躍を推進することが重要です。
- 本市では、地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れ、男女双方に配慮した防災体制の確立に努めています。
- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図ることが重要です。

【アンケート調査の結果】

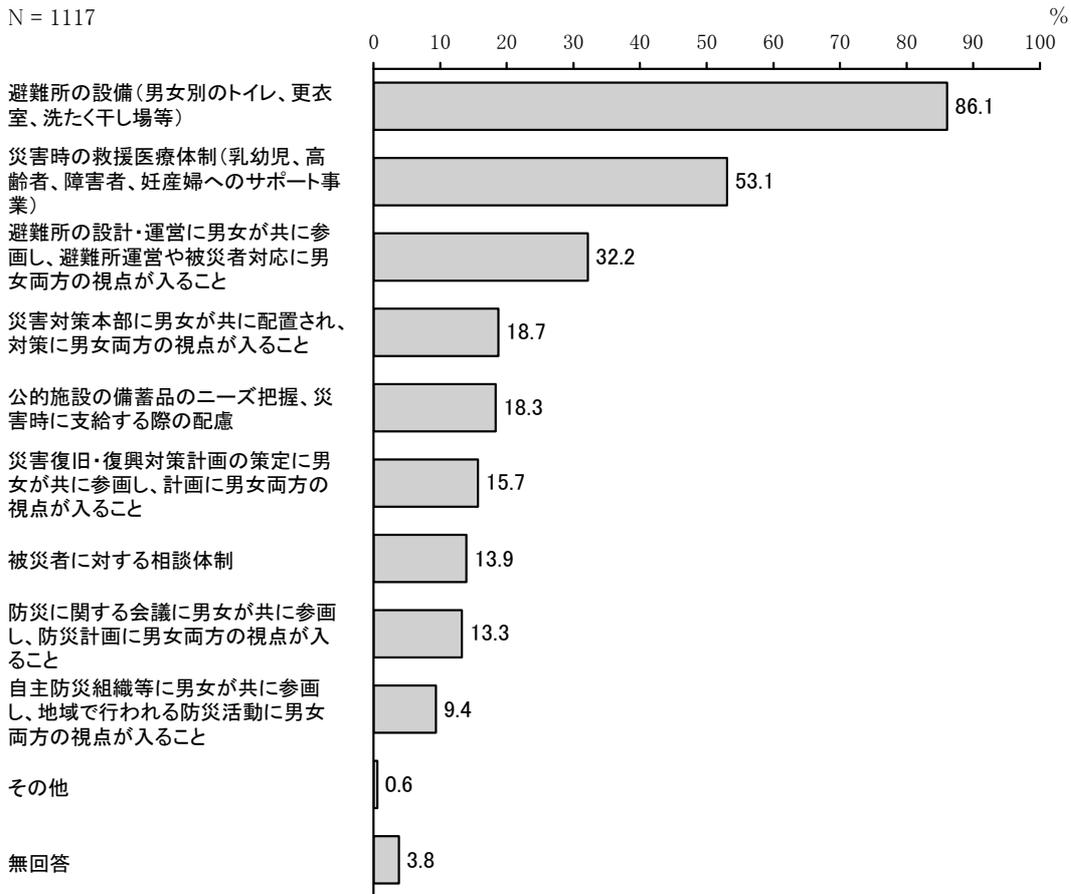
- 防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要だと思う割合が高く、その内容として、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗たく干し場等）」や「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障害者、妊産婦へのサポート事業）」の割合が高くなっています。

防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要だと思うか



防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要なこと

N = 1117



【施策の方向】

- ・ 防災分野での固定的な性別役割分担意識の解消に努めるとともに、防災分野における政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大します。
- ・ 防災分野の人材育成にあたっては、関係機関の連携を進めるとともに、男女共同参画の視点に立った災害や防災に関する知識の普及に努めます。
- ・ 避難所の運営にあたっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。

【具体的施策】

- ① 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ② 防災分野への女性の参画促進
- ③ 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

〈市役所における取組〉

- ④ 避難所運営担当職員への女性職員の配置
- ⑤ 男女共同参画の視点に立った避難所運営担当職員への研修の実施

基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

少子高齢化が進み、人と人とのつながりが希薄になる中、地域が主体的に防災・防犯、環境などの課題解決に取り組めるよう、自治会やPTAなどをはじめとする地域の各団体が連携するとともに、より一層それぞれの力を発揮することが求められています。しかし、地域活動に携わっている若い世代の男性は少なく、一方で、地域活動に携わっている女性は多くても、組織の中核に女性の参画が少ないのが現状です。

地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向け、地域活動への男女双方の参画を促進するとともに、市民等との協働を積極的に推進し、男女が共に生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めます。



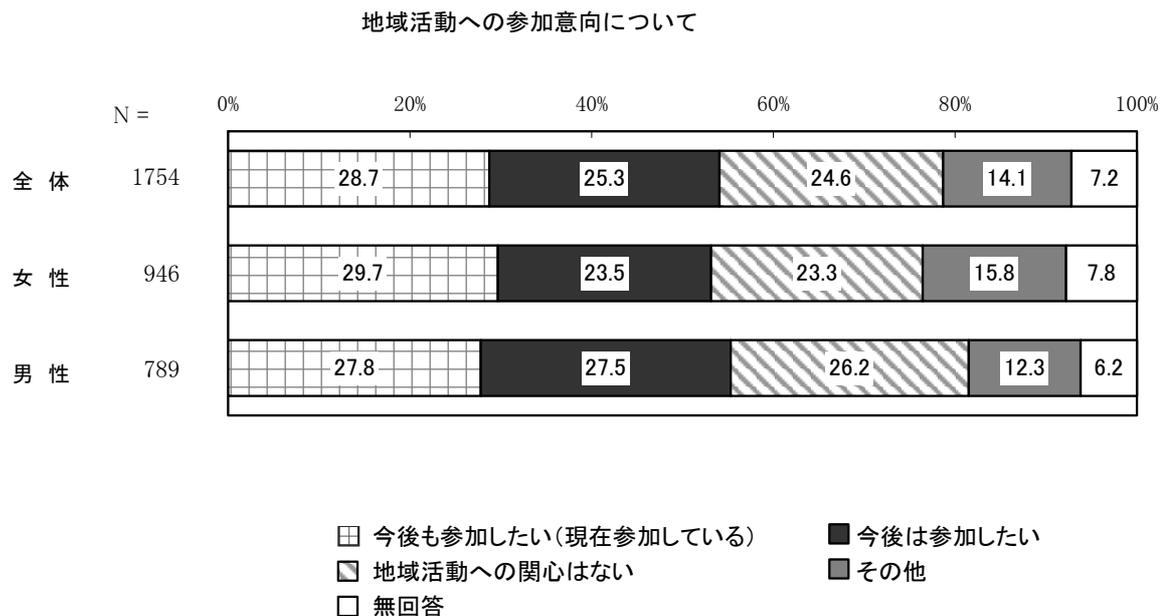
計画課題 1 市民等との協働の推進

【現状と課題】

- 男女共同参画社会の形成を促進するためには、市民等との連携・協働が不可欠です。とりわけ、家庭や地域、職場など身近な暮らしの場で、市民等と連携・協働し、地域に根ざした男女共同参画を推進していくことが重要です。
- 本市では「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を制定し、市民等と協働して男女共同参画の推進に取り組むこととし、宇治市男女共同参画支援センターや関係各課の取組を通じて市民活動を促進し、市民等との連携・協働に努めていますが、課題解決に向けた一層の積極的かつ実践的な取組が必要です。

【アンケート調査の結果】

- 地域活動への参加意向については、「今後も参加したい（現在参加している）」、「今後は参加したい」の割合が共に約3割となっています。



【施策の方向】

- 市民活動の促進と男女共同参画のまちづくりに向けた積極的な広報・啓発に努めます。
- 地域や職場における男女共同参画のための市民活動を積極的に支援します。
- 男女共同参画のまちづくりに向けた市民等との協働事業を積極的に推進します。

【具体的施策】

- ①市民活動の促進や男女共同参画のまちづくりに向けた広報・啓発、学習機会の提供
- ②男女共同参画を推進する市民団体等への活動支援
- ③市民等との連携・協働事業の推進